

敬和学園大学の新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針【第3版】〔2022年6月1日制定〕

教職員向け

フェーズ	新潟県内の状況	本学の状況	教員の勤務	事務職員の勤務	会議	出張	県外移動・国内旅行	海外出張・渡航	来客等の入構	行事	施設の貸出し
第1フェーズ	平時 新しい生活様式に基づく行動	新しい生活様式を実施の上、感染防止策を講じ、比較的安全に大学運営が行える段階 【3つの密の回避】 【移動の制限】	・感染防止策を講じた上で通常勤務 ・原則対面授業、収容定員によりオンライン授業	・感染防止策を講じた上で通常勤務	・感染防止策を講じた上で対面会議、又はオンライン会議	・感染防止策を講じた上で実施。 ・まん延防止等重点措置以上の適用地域への出張は必要性の高いものに限る許可する。 ・県外に出張後は、1週間行動記録と健康観察を行う	・県外への移動は、十分な感染防止策を講じた上で可とする ・まん延防止等重点措置以上の適用地域への移動は自粛。ただし、自宅等がある場合や必要性の高い用件でやむを得ずまん延防止等重点措置以上の適用地域へ移動する場合は総務係に届け出て、不必要な場所には行かない(※1) ・県外に移動し、新潟に帰県後は、1週間行動記録と健康観察を行う	・海外出張については、外務省の海外安全情報を参考にしつつ、世界の感染状況により、感染防止策を講じて行うことが確認された上で、許可する ・海外旅行は自粛	・感染防止策を講じていることを確認した上で許可 ・風邪の症状のある方の入構は不可 ・まん延防止等重点措置以上の適用地域からの来客は原則入構禁止、ただし、必要性の高い用件の場合は、感染防止策を講じていることを確認した上で許可する。その場合、総務係に届け出る ・科目等履修生の対面授業は可能。ただし、収容定員により人数制限を行う場合がある	・感染防止策を講じた上で対面を実施可能	・感染防止策を講じた上で可能
第2フェーズ	新潟県の基準が警戒状態である場合	本学の学生・教職員に感染者が発生した場合でも、感染者がキャンパスに登校していない、集団感染がないなど、本学の活動に大きな影響を及ぼさないと判断されるレベル(※2) 【3つの密の回避】 【移動の制限】	・感染防止策を講じた上で通常勤務 ・原則対面授業、収容定員によりオンライン授業 ・まん延防止等重点措置以上の適用地域からの非常勤講師は原則オンライン授業	・感染防止策を講じた上で通常勤務	・感染防止策を講じた上で対面会議、又はオンライン会議	・県外への出張は、十分な感染対策を講じた上で可とする。(※3) ・ただし、まん延防止等重点措置以上の適用地域への出張は必要性の高いものに限る許可する。 ・県外に出張後は、1週間行動記録と健康観察を行う	・県外への移動は、十分な感染防止策を講じた上で可とする。(※3) ・まん延防止等重点措置以上の適用地域への移動は自粛。ただし、自宅等がある場合や必要性の高い用件でやむを得ず、まん延防止等重点措置以上の適用地域へ移動する場合は総務係に届け出て、不必要な場所には行かない(※1) ・県外に移動し、新潟に帰県後は、1週間行動記録と健康観察を行う	・海外出張については、外務省の海外安全情報を参考にしつつ、世界の感染状況により、感染防止策を講じて行うことを確認した上で、許可する ・海外旅行は自粛	・感染防止策を講じていることを確認した上で許可 ・風邪の症状のある方の入構は不可 ・まん延防止等重点措置以上の適用地域からの来客は原則入構禁止、ただし、必要性の高い用件の場合は、感染防止策を講じていることを確認した上で許可する。その場合、総務係に届け出る ・科目等履修生はオンライン授業のみ受け入れ可能	・感染防止策を講じて対面を実施可能	・感染防止策を徹底できると認められた団体等が実施する各種資格試験、模擬試験、企業等の採用試験など限定したものに限り可能
第3フェーズ	新潟県がまん延防止等重点措置を適用している場合	学内で学生・教職員に集団感染が発生するなど注意を要すると判断するレベル(※4) 【入構の制限】	・在宅勤務又は自分の研究室での勤務 ・オンライン授業のための教室使用は可	・出勤する人数を調整し、在宅勤務を可能とする	・原則オンライン会議	・原則禁止	・原則禁止 ただし、県外の自宅等への移動は、公共交通機関を利用しない場合のみ可とするが、総務係に届け出る ・県外に移動し、新潟に帰県後は、1週間行動記録と健康観察を行う	・原則禁止	・原則禁止	・オンラインで開催できるものは可能	・原則貸出しはしない
第4フェーズ	国が緊急事態宣言を全国に発出した場合	学内で集団感染が発生し、本学の活動に大きな影響を及ぼし、深刻な状況と判断するレベル 【入構の禁止】	・原則在宅勤務 ・業務管理上必要な最小限の出勤	・原則在宅勤務 ・業務管理上必要な最小限の出勤	・オンライン会議	・禁止	・禁止	・禁止	・禁止	・中止	・貸出しはしない

(※1) まん延防止重点措置以上の県外へ移動した場合、帰県後は、(1) 1週間の自宅待機 (2) PCR検査で陰性 (3) 医療機関(医師)による外出の許可、のいずれかの条件に該当するまで本学への入構を禁止する。

(※2) 本学の学生・教職員に感染者が発生した時は、保健所の指導等により校内を消毒する等必要な措置をとるため休講する場合もある。

(※3) 公共交通機関を利用しないことを推奨する。

(※4) 感染者が発生した場合の大学の対応に従い、当日もしくは翌日を全学休講とする。講義の再開は保健所の指示により決定する。

・フェーズは本学の基準により決定する。又は本学関係者に感染者が発生した場合、新型コロナウイルス感染対策会議で見直す。

・本学が指定するまん延防止等重点措置以上の適用地域は、本学ホームページ参照。

感染拡大を防ぐための10の基本行動【新しい生活様式】

- 「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- マスクの着用
- 手洗い・手指消毒の徹底
- 身体的距離の確保(できるだけ2m(最低1m)空ける。)
- 毎朝の体温測定、健康チェック
- 飲食を伴う会合(特に大人数で実施するもの)は、基本的感染対策の実施や体調管理の上、(1)着座形式、(2)定員50%以下、(3)ワクチン接種者(検査で陰性が証明された方も含む)同士で実施を可能な限り厳守すること。
- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動の自粛
- こまめな換気
- 咳エチケットの徹底
- 接触確認アプリ(COCoA)の導入の推奨